

新たなボランティアコミュニティ構築事業 令和2年度 社会実験参加団体 募集要項

1 事業の目的

従来の福井県のボランティアの主流である町内会の清掃など無償ボランティアのスタイルに、有償ボランティアのエッセンスを取り入れる社会実験を行い、活動者の自主性ややりがい向上とともに、ボランティア活動の持続可能性を高めていく。

2 社会実験の概要

(1) 内容

福井県内でのボランティア活動を行う団体が、ボランティア活動へのお礼として、ボランティア活動参加者に対して、スマートフォン用アプリケーションで利用できる電子コイン（各団体毎に別コイン発行）を進呈する社会実験を行う。

電子コインについては、参加者同士での受け渡しや一定量貯まった段階での交換グッズ等との引き換えを可能とし、実験期間中、コミュニティ通貨に類似した流通を行う（当該電子コインは日本円などの通貨との換金はできません）。

(2) 社会実験実施期間

令和2年6月1日から令和3年2月28日

(3) 翌年度以降への実験結果の反映

社会実験参加団体（以下「参加団体」という。）毎に実験結果を総括し、翌年度以降に継続実施する場合の課題や改善点を抽出する。

併せて、全ての参加団体および関係機関が集まる社会実験全体会議を開催し、社会実験の結果を総括し、翌年度以降におけるボランティア活動への対価の支払いの在り方や有償ボランティアの普及に向けた課題や改善点等をまとめる。

3 募集团体

次の（ア）～（ク）をすべて満たす団体とする。

- （ア）県内で今後の継続的な活動が見込まれる団体（法人格の有無を問わない）
- （イ）地域貢献、社会福祉、環境保全またはまちづくり等を目的とした活動（以下「地域貢献等活動」という。）の参加者および運営スタッフへの返礼（金銭、物品、サービス等）の提供を予定または検討している団体
- （ウ）活動を確実に遂行する能力・体制を有し、事業に関する的確な実績報告ができること。
- （エ）個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。
- （オ）営利活動を目的としないこと。
- （カ）宗教的活動または政治的活動を主たる目的としないこと。
- （キ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体でないこと。
- （ク）公序良俗に反する活動を行っていないこと。

4 募集対象となる活動

次の（ア）～（カ）をすべて満たす活動とする。

- （ア）地域貢献等活動
- （イ）多数の運営スタッフや活動参加者が無償（もしくは実費程度）で携わる活動

- (ウ) 令和3年2月末までに3回以上または延べ3日間以上（同じ目的のために実施される一連の活動であれば、一連の活動の合計実施回数が3回以上または合計実施日数が延べ3日間以上）実施される活動
- (エ) 令和3年度以降も引き続き実施を予定している活動
- (オ) 社会実験として実施していることを対外的に公表できる活動
- (カ) 営利活動、宗教的活動、政治的活動または公序良俗に反する活動でないこと。

5 参加団体への支援

- (1) 参加団体ごとに電子コインを進呈（進呈量は選定後協議により決定）
- (2) 交換用グッズ準備経費への補助（補助率1/2、1団体あたり上限3万円）
- (3) 電子コインアプリ導入支援
実験参加団体が実施する活動の中で電子コイン利用体験会やアプリ導入講習などを行う場合の開催支援等
- (4) 電子コイン発行ルールの策定支援
実験参加団体が策定する電子コイン発行ルール（どのような活動内容に対して、どの程度のコインを発行するか等）の基本形を示すなどの策定支援等。
- (5) アドバイザーの派遣
必要に応じて電子コインの導入や利用に関するアドバイザーを派遣する。（派遣費用は県が負担）

6 応募の手続、スケジュール等

- (1) 募集期間、応募書類、提出部数
 - ア 募集期間 令和2年5月22日（金）まで（必着）
 - イ 応募書類
 - ・事業計画書（様式1）
 - ・申請者概要調（様式2）
 - ・その他参考となる書類（様式任意）
 - ウ 提出部数 1部（提出された書類は返却しない）
- (2) 書類の提出方法
電子メールおよび郵送により（4）書類の提出先に提出すること。
なお、「その他参考となる書類」でメールでの提出ができないものは、郵送により提出すること。
- (3) 様式の入手方法
各様式は、下記のホームページに掲載しているデータをダウンロードすること。
(URL : <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/index.html>)
- (4) 書類の提出先・問い合わせ先
福井県地域戦略部県民活躍課 県民・若者活動支援グループ
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
E-mail : kenkatsu@pref.fukui.lg.jp TEL : 0776-20-0237

7 参加団体の選定

- (1) 選定方法／6に定める応募書類をもとに、社会実験参加者数、次年度以降の継続可能性および実施可能性等により、県が審査を行い選定する。
- (2) 選定数 / 5団体程度
- (3) 選定結果／（1）により選定された団体については、参加決定通知を送付する。

8 社会実験の中止等

次の（ア）～（エ）に掲げる場合は、社会実験を中止または参加団体への支援を中止することがある。

- （ア）参加団体が事業計画を誠実に履行しない場合
- （イ）応募書類に虚偽または重大な誤りがあった場合
- （ウ）事業計画に大幅な変更があった場合
ただし、変更前に県民活躍課長の承認を受けた場合はこの限りではない。
- （エ）その他県民活躍課長が認める場合

9 その他留意事項

- （1）社会実験を円滑に実施するとともに、社会実験結果を県内全体のボランティア活動の普及につなげるため、参加団体は、令和2年度の活動実績を報告する社会実験全体会議に必ず1名以上出席すること。
日時：令和3年3月下旬（予定）
会場：ふくい県民活動ボランティアセンター
（福井市手寄1丁目アオッサ7階）
- （2）県から社会実験の内容や結果に関する資料や写真、データの提供を求める場合には参加団体は積極的に協力すること。
- （3）参加団体は社会実験を実施する場合には、事前に県に日程や内容を連絡することまた、県担当者や報道機関からの取材に協力すること。
- （4）参加団体は翌年度以降の本格実施に向けた試行、課題や改善点把握のための社会実験であることに留意して社会実験に参加すること。
- （5）今回の社会実験は、A. D. SYSTEMS PTE. LTD.（日本拠点：東京都港区南青山）が提供する電子コインおよびスマートフォン用アプリケーションを利用して実施いたします。
- （6）今回の社会実験に参加するためには、スマートフォン利用者であることが必要となるため、スマートフォン利用者でない年代の参加者が多く参加することが想定される場合には、参加者が不公平感を抱くなどにより活動全体に影響が出ないように活動方法を工夫して実施すること。
- （7）今回の社会実験で利用するアプリケーションが使用可能なスマートフォンOSはアンドロイドの場合「android6.0.0」以降であることに注意すること。なお、iOSの場合はバージョンに関わらず使用可能。
- （8）この事業に関する交換用グッズ準備経費への補助金の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）ならびに県民活躍課所管補助金等交付要綱によるほか、新たなボランティアコミュニティ構築事業補助金交付要領の定めるところによる。